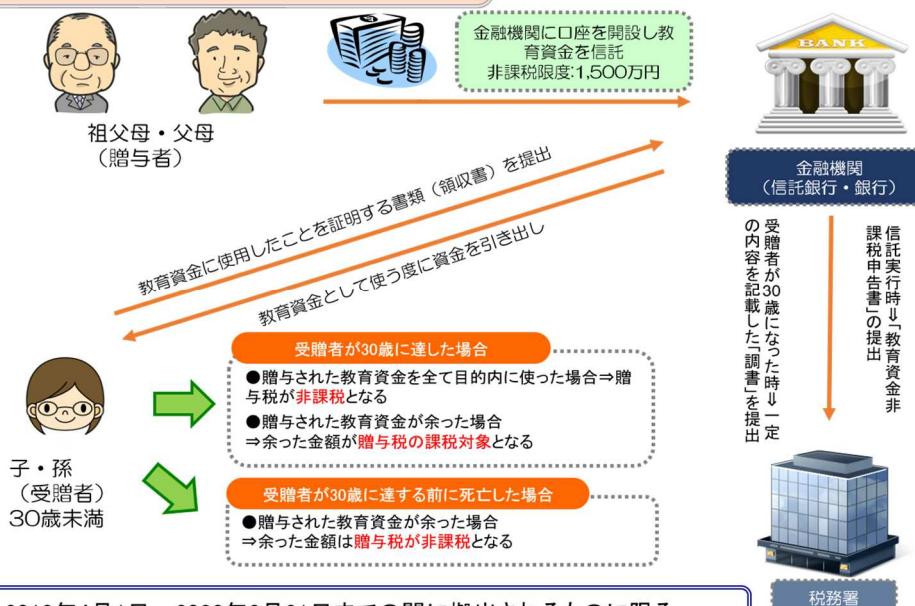


教育資金一括贈与の特例



TAX ニュースレター

東 栄 税 理 士 法 人

03-5778-4722

http://toeitax.co.jp/

2021/04 月号

教育資金一括贈与の改正は効果なし…？

2年間延長

今月は 2021 年度税制改正大綱の解説第 4 弾です。

相続税対策として非常に流行している教育資金一括贈与の特例が一部変更の上 2023 年 3 月 31 日まで 2 年間延長されます。

教育資金一括贈与の特例とは、親や祖父母から教育資金の一括贈与を受けた場合に子や孫一人あたり 1500 万円まで贈与税を非課税にするという特例です。教育資金の実費をその都度負担することは扶養義務の範囲内として当然非課税ですが、この特例はそれを事前に一括して贈与できるというのが特徴です。また、親や祖父母が亡くなったときは一括贈与した資金に残額があっても相続税の対象外になるという大盤振る舞いの制度であることから、制度創設以来相続税対策として非常に流行っています。

孫が 4 人いたら 6000 万円もの現預金を一気に非課税にできるのですから流行のも当然です。

2割加算など入ったが…

以前から富裕層に優遇し過ぎという指摘があり、前回の延長時と同様今回も 2 年延長する代わりにいくつか制限が入っています。①贈与してから 3 年以内に相続が起こった場合に限り残額を相続税の対象とするとしていたものを期限を撤廃しすべてのケースで残額を相続税の対象とする②相続税の対象となった場合に 2 割加算の対象とする、というのが主な改正内容です。ただし、受贈者が 23 歳未満の場合や学校に通っている場合には加算されないことになっています。

つまり、そもそも教育資金は通常大学等の学校の費用で使い切るはずですから 2 割加算の話も関係なくこの改正の影響を受けるケースは稀でしょう。よっぽどこの制度を無くしたくない富裕層がいるのでしょうか（もしくは全員？（笑））。「適用を厳しくしました」アピールをしていますが結果的にそのまま延長です。

今月のコメント

私はお菓子が好きなのですがケーキなど甘い食べ物はあまり得意ではありません。好きなお菓子は高級なお菓子ではなくコンビニなどで売っている安いポテトチップスやチコなどいわゆる駄菓子系が好きで、最近ハマっているのはビックチョコという 50 円で売っている大きめのお菓子です。ずっと食べていなかったのですが最近見つけて中学のころ部活の帰りによく食べていたのを思い出し買ってみたところハマりました。コンビニに入つて 4 つ大人買いをする怪しい客です（笑）ところでこのお菓子はなぜかコンビニでもあまり取り扱っておらず探すのに苦労します。おそらく安すぎて利益率が良くないんでしょう。どの業界も寡占状態になってしまふと消費者にとっては良くないですから、なるべく色々な所で消費するように心掛けています。

税理士 岡本勲

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 2-10-15 エキスパートオフィス渋谷 9 階

Email : okamoto@toeitax.co.jp



東栄税理士法人